

(2) 男女共同参画に関する基本法制等

1994年、ドイツ統一を契機として、ドイツの憲法であるドイツ連邦共和国基本法(the Basic Law)が改正され、男女同権の実現を促進すること及び平等の障害を取り除く国の義務規定が追加された。これが、ドイツにおける女性の地位向上に係る取組の根拠となっている²²。

行政部門では、2001年の「公務部門における連邦平等法」の制定を始めとして、男女共同参画を進められた。同年、連邦政府と経済(民間)部門は協定を結び、家庭とキャリアのバランスを改善し、男女の機会平等を促す取組を進めている²³。

2006年に制定された「一般平等待遇法」は、ドイツ憲法の平等理念と並び、男女平等に係る法的規則の中心となっている。これは、2000年のEU指令(平等待遇)の国内法化が目的であり、独立行政機関である反差別庁(Anti-Discrimination Agency)の設立根拠となった²⁴。

なお、男女共同参画の取組推進には、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省(英語名:Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth)が、連邦レベルの男女の平等に係る問題に対し、中心的役割を担っている。

連邦行政機関は、2000年以降、「ジェンダー主流化(Gender Mainstreaming)」を取組の一環として採用しており、政府支出等の際に検討する義務がある。ほとんどの行政機関では、男女共同参画の促進が、予算項目のひとつとなっている²⁵。

²² 条文は、以下の通り。Artikel 3 [Gleichheit vor dem Gesetz] (2) Männer und Frauen sind gleichberechtigt. Der Staat fördert die tatsächliche Durchsetzung der Gleichberechtigung von Frauen und Männern und wirkt auf die Beseitigung bestehender Nachteile hin.日本語訳は、「男性と女性は同権である。国は、女性と男性の実際の同権の実現を促進し、かつ、現に存する不利益の除去を目指して努力する。」内閣府男女共同参画局(2008)脚注13(p.13)参照。

²³ Auswärtiges Amt (2008), pp.9-10.参照

²⁴ Permanent Mission of the Federal Republic of Germany to the United Nations New York (2014) http://www.unwomen.org/~media/headquarters/attachments/sections/csw/59/national_reviews/germany_review_beijing20.ashx pp.9-12 参照(アクセス日:2015年3月1日)。

²⁵ 州・市町村レベルでは、官公庁会計から離れて、戦略志向の予算項目としている状況が見られる。連邦レベルでは、官公庁会計が、ジェンダー予算の実施を複雑にしているが、こうした慣習的な予算対応は、時間をかけて変化する途上にあるとしている。Permanent Mission of the Federal Republic of Germany to the United Nations New York (2014) pp.6-7 参照。